

昭和四十七年七月十二日提出  
質問 第二号

徴用により樺太に居住させられた朝鮮人の帰国に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十七年七月十二日

提出者 受田新吉

衆議院議長 船田中殿

徴用により樺太に居住させられた朝鮮人の帰国に関する質問主意書

終戦前徴用により樺太に居住させられた朝鮮人が現在なお一万余人が残留し、七千余人のものが故国（大韓民国）に帰国を希望しているといわれ、これら帰国するもののほとんどが二十数年故国の家族と離散しているものであり、既に老齢期に達しているものが多いといわれる。

しかしながら、現在大韓民国とソヴェト社会主義共和国連邦との間に国交がないため、両国間の直接の交渉すらできない状態のまま今日に至っている。

よつて、政府は、人道的、かつ戦後処理問題の解決として、これら朝鮮人の帰国についてなんらかの便宜を供用する必要があると考えるが、その用意はあるのか。

右質問する。